

審 第 9 1 9 号
答 申 第 2 8 6 号
令 和 4 年 7 月 4 日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年12月27日付け〇〇第〇〇号－1による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第250号

令和元年11月18日付けで審査請求人から提起された、令和元年9月2日付
け〇〇第〇〇号で行った自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定に係る審査
請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月2日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- （1）実施機関が本件文書8及び本件文書9において不開示とした情報のうち、別表4に掲げる情報を開示すべきである。
- （2）実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和元年8月16日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が情報公開請求とそれに係る処分と不作為について審査請求をした（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号部分開示決定、同日付け〇〇第〇〇号部分開示決定、同年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号部分開示決定）に係る件で作成・取得されたもの一切。千葉県個人情報保護条例50条に基づく苦情相談に係るものも含める。当該開示請求の対象文書も含める。少なくとも、担当課として教育総務課、〇〇教育事務所、生徒指導・いじめ対策室、〇〇高等学校を含めて下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県立〇〇高等学校（以下「〇〇高等学校」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、別表1の番号1から番号7までの行政文書（以下「本件開示文書」といい、それぞれの行政文書を別表1の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、令和元年9月2日付けで本件決定1を行うとともに、別表2の番号1及び番号2の行政文書（以下「本件部分開示文書」といい、本件開示文書と併せて「本件文書」という。また、本件部分開示文書のそれぞれの行政文書を別表2の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、令和元年9月2日付けで本件決定2を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年11月18日

付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- （４）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第４７条第１項の規定により、令和元年１２月２７日付け〇〇第〇〇号－１で審議会に諮問した。

３ 審査請求人の主張要旨

- （１）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

（ア）文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。たとえば、〇〇高等学校が、審査請求人の審査請求について同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の個人情報に記載した行政文書の特定が不十分である。少なくとも、考えられるのは、〇〇高等学校が、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等である。

（イ）本件不開示部分は、いずれも、条例第１７条のいずれの号にも該当しないか、たとえ２号、３号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

（ウ）本件不開示部分は、いずれも、条例第１９条に該当する。

- （２）また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定について

実施機関は、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした以上、審査請求書記載の行政文書を取得・作成したものというべきであり、それに係る具体的な弁明がない以上、本件の文書の特定の判断が妥当なものとは言えない。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

情報公開請求の開示文書については、これについて審査請求しているから、認容されれば個人情報開示請求においても当然に開示すべきである。

ウ 教示の不備の違法

本件決定１につき通知書において教示を欠いていることから、当然に取り消すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

本件開示請求に係る自己情報開示請求書には、前記2(1)のとおりに記載されている。実施機関は、開示請求、開示決定等、審査請求、苦情の処理等について千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱（平成5年10月1日制定）等のとおり事務を処理しており、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号、同年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号及び同日付け〇〇第〇〇号で行った行政文書部分開示決定並びに条例第50条の規定による苦情の処理に係る行政文書の開示を請求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に本件開示請求に係る行政文書を保有していない。

イ 本件文書の内容について

(ア) 本件文書1について

本件文書1は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）第7条第1項の規定により審査請求人から提出された行政文書開示請求書を供覧したものである。

(イ) 本件文書2について

本件文書2は、前記(ア)の開示請求について、公開条例第13条第2項の規定により開示決定等の期間を延長し、延長後の期間等を通知した決裁文書の一式である。

(ウ) 本件文書3について

本件文書3は、前記(イ)の通知を行った後、法に基づき審査請求人から提出された不作為についての審査請求書を供覧したものである。

(エ) 本件文書4について

本件文書4は、後記(ク)の決定に対し法に基づき審査請求人から提出された審査請求書を供覧したものである。

(オ) 本件文書5について

本件文書5は、前記(エ)の審査請求について、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定により弁明書を作成し、当該弁明書を法第9条第3項の規定により読み替えて適用

する法第29条第5項の規定により審査請求人に送付した決裁文書の一式である。

(カ) 本件文書6について

本件文書6は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）が後記（ケ）の諮問を受け付け、反論書等の写しを提出するよう依頼した行政文書を供覧したものである。

(キ) 本件文書7について

本件文書7は、法第30条第1項の規定による当該弁明書に記載された事項に対する反論書を審査会に送付した決裁文書の一式である。

(ク) 本件文書8について

本件文書8は、前記（ア）の開示請求について、公開条例第12条第1項の規定により行政文書の一部を開示した旨を決定し、その旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

(ケ) 本件文書9について

本件文書9は、前記（エ）の審査請求について、公開条例第21条第1項の規定により審査会に諮問し、同条第2項の規定により諮問した旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

(3) 本件決定の内容について

ア 不開示部分について

本件決定2において、部分開示決定通知書の「開示しない部分」の欄に記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第17条第2号及び第6号に該当するとして、それぞれ不開示としたものである。

イ 条例第17条第2号該当性について

(ア) 条例第17条第2号該当性について

- a 本件不開示部分のうち支出命令額、所得税、現金支給額、執行限度額、報酬支給額、報酬単価、勤務時間数、支給総額、割振時間数、源泉徴収額の税率、総勤務時間数、追加勤務時間数、源泉徴収票の支払額、配置時間数、時給、年配置時間数及び報酬額については、職員の報酬に係る情報であり、当該職員の所得が判明することから、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該職員の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第17条第2号本文に該当する。
- b 本件不開示部分のうち住所、金融機関名・支店名、口座名義人、預金種目、口座番号、相手方コード、通帳の写し、郵便番号、金融機関コード及び債権者コードについては、氏名とともに一体として本件文書に記録されており、特定の個人を識別することができる情

報であることから、同号本文に該当する。

- c 本件不開示部分のうち交通機関等、駅名・区間、通勤方法の別、通勤経路の略図及び距離については、当該職員の住所に係る情報であり、開示した場合、本件文書に記載された氏名等の情報と照合することによって当該職員の住所が判明し、特定の個人を識別することができることから、同号本文に該当する。
- d 本件不開示部分のうち氏名については、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。
- e 本件不開示部分のうち延べ相談件数、延べ相談人数、相談において行った特記すべき活動内容、解決又は好転した事例及び特定の個人に関する記述（以下「延べ相談件数等」という。）については、スクールカウンセラーに相談した内容に係る情報であり、相談者の氏名等直接に個人を識別できる情報は記載されていないが、当該者の知人、学校の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該相談の内容等に係る当該者に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、同号本文に該当する。
- f 本件不開示部分のうちスクールカウンセラーの活動状況について及びスクールカウンセラーの勤務状況についてにおける記載者の評価については、個人の能力、実績に対する評価に係る情報であり、個人の人格に密接に関係した情報であって、通常他人に知られないことが相当であると認められる情報であることから、同号本文に該当する。

(イ) 条例第 17 条第 2 号ただし書イ該当性について

本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第 17 条第 2 号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

(エ) 条例第 17 条第 2 号ただし書ハ該当性について

延べ相談件数等については、スクールカウンセラーにとっては職務の遂行に係る情報であるが、当該情報を開示すると相談した者を特定することができる情報ともなり得る。この場合、これを職務の遂行に係る情報として開示すれば、当該者に係る相談の内容を知られる可能

性があることから、当該者の権利利益が害されるおそれがあり、同号ただし書ハの趣旨を損なうこととなる。

したがって、公務員等における職務の遂行に係る情報が、別の公務員等以外の個人に関する情報及び別の公務員であっても私事に関する情報である場合には、各個人ごとに不開示とすべき情報に該当するか否かを判断すべきと考えられる。すなわち、当該公務員等にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かとほかの個人にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分是不開示と考えられる。

これを本件決定において検討すると、延べ相談件数等は、開示した場合当該者に係る相談の内容を知られる可能性があり、当該者の権利利益が害されるおそれがある。すなわち、延べ相談件数等は、当該者にとっては当該者の個人に関する情報に該当すると認められるため、当該スクールカウンセラーにとっては職務の遂行に係る情報であるが開示すべきものではない。

また、本件不開示部分のうち氏名については、私人に係る情報であり、公務員等に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

本件不開示部分のうち前記以外については、公務員等に係る情報ではあるが、私事に関する情報であり、職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

(オ) 条例第 17 条第 2 号ただし書ニ該当性について

本件文書については、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合等ではないことから、同号ただし書ニに該当しない。

ウ 条例第 17 条第 6 号該当性について

(ア) 本件不開示部分のうち職員のメールアドレスについては、日常の事務に利用するために各職員に付与されており、当該事務において庁内又は庁外の関係者等限られた者との連絡を目的として使用するのためのものであり公にされていないことから、開示した場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例 17 条第 6 号に該当する。

(イ) 延べ相談件数等については、いじめ、不登校、児童虐待等の相談に係る情報であって、相談した者は、氏名等の個人に関する情報以外の

情報であっても、これを実施機関以外の第三者に開示、公開されることを前提として相談していないと考えられる。したがって、当該情報を開示することにより、相談した者の実施機関に対する信頼が損なわれ、今後、当該情報に係る当該者のみならず、広く相談しようとしていた者等が相談した内容が開示、公開されることを考慮又は懸念し、相談を行うことをちゅうちょ又は断念するおそれがあるなど、実施機関が実施するスクールカウンセラーに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

- (ウ) 本件不開示部分のうちスクールカウンセラーの活動状況について及びスクールカウンセラーの勤務状況についてにおける記載者の評価については、いじめ、不登校、児童虐待等の相談を受けるスクールカウンセラーが当該カウンセラーを配置した学校内において必要であるか、当該カウンセラーが相談相手となることができるかなどを当該者が評価している情報であり、当該情報を開示することにより、今後、当該情報に係る当該者のみならず、広く相談しようとしていた者等が相談を行うことをちゅうちょ又は断念するおそれがあるなど、実施機関が実施するスクールカウンセラーに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

エ 条例第19条について

本件不開示部分には、前記イ及びウのとおり、第三者の個人情報及び事務事業情報が含まれており、これを何人にも公開して、第三者の個人情報及び事務事業情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも優越すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第19条を根拠に公益上の理由による裁量的開示を行うことはできない。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、主張する。

しかし、前記4(2)アのとおり、本件開示請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号等で行った行政文書部分開示決定及び条例第50条の規定による苦情の処理に係る行政文書を請求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に当該請求に係る行政文書を保有していない。すなわち、審査請求人の主張する、弁明書や諮問通知書等と同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等は保有していない。

審査請求人は、前記3(1)イ(イ)のとおり、主張する。

しかし、前記(3)イ及びウのとおり、条例第17条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、また、同号第6号に該当する。

審査請求人は、前記3(1)イ(ウ)のとおり、主張する。

しかし、前記（３）エのとおり、公益上の理由があるとは認められないことから、裁量的開示を行うことはできない。

以上のことから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記２（２）のとおり、本件開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定１を行うとともに、本件部分開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定２を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３（１）アのとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であり、また、実施機関が本件決定２で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記３（１）イ（ア）のとおり、文書の探索が不十分であると主張し、存在する可能性のある行政文書として、少なくとも、〇〇高等学校が、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等（以下「本件郵便記録等」という。）を特定すべきであると主張しているので、以下、検討する。

実施機関に確認したところ、〇〇高等学校は、弁明書や諮問通知書等について、他の担当課とやり取りする場合は、送付を受けた郵便の記録や持参する場合の日程調整の記録、復命書等を作成しておらず、さらに、探索をしたところ、これらの文書を見つけることができなかったとの回答があった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点はなく、その他本件郵便記録等が存在するような特段の事情も認められない。

イ 本件郵便記録等以外の文書についても、審議会があらためて、実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を実施機関において保有していないとの回答があった。

審議会としては、本件郵便記録等以外の文書についても、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の

個人情報特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定2の不開示情報について

ア 本件文書8は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件行政文書部分開示決定」という。）に係る起案文書の一式であり、起案用紙、決定通知書の案文、決定通知書の写し及び本件行政文書部分開示決定で特定した行政文書（以下「本件情報公開対象文書」という。）で構成されていると認められる。

本件文書9は、本件行政文書部分開示決定についての平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審査請求を受けて、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号－1で行った諮問及び同日付け第〇〇号－2で行った諮問通知に係る起案文書の一式であり、起案用紙、諮問書の案文、当該諮問書の添付資料、諮問通知書の案文、諮問書及び諮問通知書の写し、当該諮問書の添付資料並びに本件情報公開対象文書で構成されていると認められる。

本件文書8の不開示部分と本件文書9の不開示部分は、本件情報公開対象文書の中の同一の行政文書の同一の箇所であるので、以下、まとめて検討する。

イ 本件情報公開対象文書を構成する行政文書のうち不開示部分のある行政文書について、審議会として、次に掲げるとおりに分類した。

(ア) 支出負担行為・支出伝票等

特定のスクールカウンセラーの報酬及び旅費の支払いに係る支出負担行為・支出伝票、控除内訳書及び所得税計算書（以下「本件支出伝票等」という。）

(イ) 報酬仕訳書

「平成〇〇年〇〇月実績分（スクールカウンセラー）報酬仕訳書」等、特定のスクールカウンセラーに支給する報酬額の月ごとの積算が記載された行政文書（以下「本件報酬仕訳書」という。）

(ウ) 通勤手当額計算書

「平成〇〇年〇〇月実績分 スクールカウンセラー通勤手当額計算」等、特定のスクールカウンセラーの通勤手当額の積算が記載された行政文書（以下「本件通勤手当額計算書」という。）

(エ) 非常勤職員勤務簿

スクールカウンセラーの月ごとの勤務日及び勤務時間を記載した行政文書（以下「本件勤務簿」という。）

(オ) 旅費請求書等

スクールカウンセラーが勤務先に対して旅費を請求した行政文書及

び交通経路を交通案内ホームページで検索した結果のページコピー並びに勤務先がスクールカウンセラーに対して用務先への旅行を命じた行政文書（以下「本件旅費請求書等」という。）

（カ）連絡会議開催通知

「平成〇〇年度第〇〇回スクールカウンセラー連絡会議の開催について（通知）」等、千葉県教育庁〇〇教育事務所長から各教育機関に対して、スクールカウンセラー等の連絡会議の開催を通知した行政文書（以下「本件開催通知」という。）

（キ）雇用書

スクールカウンセラーを非常勤職員として雇用する雇用書（以下「本件雇用書」という。）

（ク）通勤届

スクールカウンセラーが勤務先に対して通勤経路、通勤手段等を届け出た行政文書（以下「本件通勤届」という。）

（ケ）口座振込依頼書

スクールカウンセラーに係る口座振込依頼書（以下「本件口座振込依頼書」という。）

（コ）通帳

本件口座振込依頼書に添付されたスクールカウンセラーの預金通帳の写し（以下「本件通帳の写し」という。）

（サ）全体研修・連絡協議会実施要項等

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会実施要項」等、スクールカウンセラー等に係る研修・連絡協議会の実施要綱又は連絡会議の開催要項（以下「本件実施要項等」という。）

（シ）配置通知・派遣通知

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー等配置事業について（通知）」、「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラーの派遣について（通知）」等、実施機関から各教育機関へ、スクールカウンセラー等の配置又は派遣の決定を通知する行政文書（以下「本件配置通知等」という。）

（ス）活動状況報告書

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー等活動状況報告書」等、スクールカウンセラー配置事業における活動状況を各学校が3か月ごとに実施機関に報告する行政文書（以下「本件活動報告書」という。）

（セ）活用調査研究実施依頼書等

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー等活用調査研究の実施について（依頼）」等、実施機関から各教育機関へ、スクールカウンセラー等の活用に当たって、調査研究計画書等の作成、提出を依頼した行政文書及び活用調査研究実施要項（以下「本件調査研究依頼書等」という。）

（ソ）勤務状況等調査書

「スクールカウンセラーの勤務状況等調査」等、特定のスクールカウンセラーについてその上司に当たる管理職が活動状況や勤務状況を評価して記載した行政文書（以下「本件勤務状況等調査書」という。）

（タ）派遣申請書

「スクールカウンセラー等派遣申請書」等、各教育機関から実施機関に対して、スクールカウンセラー等の配置を申請した行政文書

（チ）活用調査研究計画書・報告書

「スクールカウンセラー等活用調査研究報告書」等、スクールカウンセラー等の活用に当たって、生徒指導上の諸問題やスクールカウンセラー等の活用上の課題等について、各教育機関による調査研究の計画又は調査研究の結果を記載した行政文書

ウ 本件不開示部分は別表３のとおりであり、審議会として、次に掲げるとおりに分類した（別表３の審議会による区分のとおり。）。

（ア）別表３の番号（以下「番号」という。）１から番号１７までの不開示部分（以下「本件支出伝票情報」という。）

（イ）番号１８から番号２５まで、番号２８から番号３０まで、番号３３から番号３５まで及び番号５４から番号５６までの不開示部分（以下「本件報酬等情報」という。）

（ウ）番号２６、番号２７、番号３１、番号３２及び番号３６から番号４３までの不開示部分（以下「本件通勤情報」という。）

（エ）番号４４から番号５２までの不開示部分（以下「本件振込先口座情報」という。）

（オ）番号５３の不開示部分（以下「本件講師氏名」という。）

（カ）番号５７及び番号５８の不開示部分（以下「本件メールアドレス情報」という。）

（キ）番号５９から番号６１までの不開示部分（以下「本件相談情報」という。）

（ク）番号６２及び番号６３の不開示部分（以下「本件評価情報」という。）

（ケ）番号６４から番号６５までの不開示部分（以下「本件派遣申請情

報」という。)

(コ) 番号 66 から番号 70 までの不開示部分 (以下「本件調査研究情報」という。)

(4) 本件決定 2 の不開示情報該当性について

ア 本件支出伝票情報について

(ア) 実施機関は、本件支出伝票情報については、条例第 17 条第 2 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件支出伝票情報は、本件支出伝票等に記載された、特定のスクールカウンセラーに係る報酬金額、現金支給額、支出命令額、控除額、差引支払額、源泉徴収票の支払額、所得税、源泉徴収税率、住所、相手方コード、債権者コード及びその他振込先口座に係る情報並びに執行限度額であると認められる。

(ウ) 条例第 17 条第 2 号該当性について

a 本件支出伝票情報のうち、執行限度額以外は、特定のスクールカウンセラーの個人に関する情報であり、本件支出伝票等において、当該スクールカウンセラー等の氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができる情報と認められる。

b 本件支出伝票情報のうち、執行限度額は、当該年度に〇〇高等学校に割り当てられた報酬の予算の執行限度額であり、各支出伝票等において相手方となった特定のスクールカウンセラーの情報とはいえないことから、特定の個人を識別することができる情報とは認められない。

c したがって、本件支出伝票情報のうち、執行限度額は、条例第 17 条第 2 号には該当せず、その他の情報は、同号本文に該当する。

(エ) 条例第 17 条第 2 号ただし書該当性について

a スクールカウンセラーは地方公務員であることから、本件支出伝票情報が条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当するか、以下、検討する。

b 同号ただし書ハに規定される公務員等の職務の遂行に係る情報とは、公務員等が担当する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、また、当該ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象としていると解される。

本件支出伝票情報は、公務員に関する情報ではあるが、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、本件支出伝票情報は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特

段の事情も認められない。

- (オ) よって、本件支出伝票情報のうち、執行限度額は、開示すべきであり、その他の情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件報酬等情報について

- (ア) 実施機関は、本件報酬等情報については、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
- (イ) 審議会で見分したところ、本件報酬等情報は、本件報酬仕訳書、本件勤務簿、本件雇用書及び本件配置通知等に記載された、特定のスクールカウンセラーの報酬及び勤務時間数等に係る情報であると認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

本件報酬等情報は、特定のスクールカウンセラー等の個人に関する情報であり、本件報酬仕訳書、本件勤務簿、本件雇用書及び本件配置通知等において、当該スクールカウンセラー等の氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

- a 本件報酬等情報は、公務員等に関する情報ではあるが、報酬及び勤務時間数等に係る情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号ただし書ハには該当しない。

- b 本件報酬等情報のうち、会議出席に係る報酬額は、スクールカウンセラー等の資格・経歴に関わらず、会議1回につき定額であり、その額が公表されていることから、審査請求人が慣行として知ることができる情報であると認められる。

したがって、当該情報は、同条2号ただし書イに該当する。

- c その他、本件報酬等情報のうち会議出席に係る報酬額を除いた情報が、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

- (オ) よって、本件報酬等情報のうち、会議出席に係る報酬額は、開示すべきであり、その他の情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件通勤情報及び本件振込先口座情報について

(ア) 実施機関は、本件通勤情報及び本件振込先口座情報については、条例第 17 条第 2 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、本件通勤手当額計算書、本件旅費請求書等、本件通勤届、本件口座振込依頼書及び本件通帳の写しに記載された、特定のスクールカウンセラーの通勤、住所及び振込先口座等に関する情報であると認められる。

(ウ) 条例第 17 条第 2 号該当性について

本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、特定のスクールカウンセラーの個人に関する情報であり、本件通勤手当額計算書、本件旅費請求書等、本件通勤届及び本件口座振込依頼書において、当該スクールカウンセラーの氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

(エ) 条例第 17 条第 2 号ただし書該当性について

本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、公務員等に関する情報ではあるが、通勤、住所及び振込先口座等に関する情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、同号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) よって、本件通勤情報及び本件振込先口座情報は、条例第 17 条第 2 号に該当するため、不開示とするのが相当である。

エ 本件講師氏名について

(ア) 実施機関は、本件講師氏名については、条例第 17 条第 2 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件講師氏名は、本件実施要項等に記載された、スクールカウンセラー等に係る研修や会議で講演を行う講師のうち、公務員でない者の氏名であると認められる。

(ウ) 条例第 17 条第 2 号該当性について

本件講師氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

(エ) 条例第 17 条第 2 号ただし書該当性について

本件講師氏名は、公務員でない者の氏名であることから、条例第 1

7条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) したがって、本件講師氏名は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

オ 本件メールアドレス情報について

(ア) 実施機関は、本件メールアドレス情報について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件メールアドレス情報は、職員個人に割り当てられた業務用電子メールアドレスであり、県庁内の職員との間や、業務に係る限られた者との間で使用されるものであって、一般には公開されていないものと認められる。

当該情報を開示すると、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、そういった使用がされた場合、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号柱書に該当し、不開示が相当である。

カ 本件相談情報について

(ア) 実施機関は、本件相談情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件相談情報は、スクールカウンセラーが行った相談業務その他の活動について、各学校が3か月ごとに取りまとめて集計した数字や、特記すべき活動の事例の概要等であると認められる。

(ウ) 本件相談情報は、当該情報が開示されると、当該学校に関わる者の中には、当該情報から具体的な相談内容や相談者を推察できる者もいる可能性があり、これにより、相談の秘匿性に対する不安から、相談希望者が相談することをためらうようになることで、将来の相談事務の目的を達成できなくなるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

なお、解決又は好転した事例の概要については、相談者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報ではないが、相談という個人の機微な情報であり、相談者は、自己の相談に係る情報は秘匿され、他人に知られることがないことを前提に相談するものであることから、当該情報を開示することにより、相談者の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文にも該当し、同

号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められないため、不開示が相当である。

(エ) よって、本件相談情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

なお、本件相談情報のうち、解決又は好転した事例の概要については、同条第2号にも該当し、不開示が相当である。

キ 本件評価情報について

(ア) 実施機関は、本件評価情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件評価情報は、特定のスクールカウンセラーについてその上司に当たる管理職が活動状況や勤務状況を評価したものであると認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

本件評価情報は、当該スクールカウンセラーの個人に関する情報であり、本件勤務状況等調査書において、氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

本件評価情報は、公務員等の人事に関し記録された情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、同号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) よって、本件評価情報は、条例第17条第2号に該当し、実施機関が主張する同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

ク 本件申請情報及び本件調査研究情報について

(ア) 実施機関は、本件申請情報及び本件調査研究情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件申請情報及び本件調査研究情報は、〇〇高等学校における、スクールカウンセラー派遣の申請理由、生徒指導上の諸問題の現状及び調査研究結果等に係る情報であり、当該学校内の特定の生徒に関する家庭環境や心理状態等が具体的に記載されているものと認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

a 本件申請情報及び本件調査研究情報のうち、番号64のうち4行

目8文字目から25文字目まで、番号65のうち4行目28文字目から5行目7文字目まで、番号66のうち4行目20文字目から37文字目まで、番号68のうち5行目13文字目から34文字目まで及び番号69のうち4行目24文字目から5行目2文字目までの部分（以下「本件一般生徒指導情報」という。）以外については、特定の生徒の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報ではないが、家庭環境や心理状態等の個人の機微な情報であることから、当該情報を開示することにより、当該生徒の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

b 本件申請情報及び本件調査研究情報のうち、本件一般生徒指導情報については、〇〇高等学校の生徒の誰にでも該当し得る情報であることから、特定の個人を識別できる情報とは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれも認められない。

c したがって、本件申請情報及び本件調査研究情報のうち、本件一般生徒指導情報は、条例第17条第2号には該当せず、その他の情報は、条例第17条第2号本文に該当する。また、同条ただし書きイ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(エ) よって、本件申請情報及び本件調査研究情報のうち、本件一般生徒指導情報は、開示すべきであり、その他の情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

審議会で見分したところ、本件決定により開示された情報の中に、特定のスクールカウンセラーの通勤に係る定期券や運賃の額等、その内容からすれば条例第17条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないと考えられる情報が含まれていることが認められた。

条例において、開示請求制度は、個人が実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みをとっている。

一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量することが求められる。その上で、開示しない

ことに合理的理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に特定し、不開示情報以外の開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

実施機関においては、同号の趣旨を踏まえ、開示決定等を行う際は、開示請求者以外の第三者の権利利益についても十分配慮した上で、不開示とすべき情報を開示することのないよう、慎重に対応されたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月27日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年1月17日	反論書の写しの受理
令和3年3月25日	審議（令和2年度第9回第1部会）
令和3年4月22日	審議（令和3年度第1回第1部会）
令和3年5月27日	審議（令和3年度第2回第1部会）
令和3年6月24日	審議（令和3年度第3回第1部会）
令和3年10月21日	審議（令和3年度第5回第1部会）
令和3年11月25日	審議（令和3年度第6回第1部会）
令和3年12月23日	審議（令和3年度第7回第1部会）
令和4年1月20日	審議（令和3年度第8回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第2回第1部会まで

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第3回第1部会から

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授	部会長
川口 由起子	植草学園大学発達教育学部教授	
桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所家事調停委員	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表1

番号	行政文書	審議会による名称
1	行政文書開示請求書について（送付）（審第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 受付）	本件文書1
2	行政文書開示請求に係る開示決定期間の延長について（〇〇第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書2
3	審査請求書について（送付） 「不作為の審査請求書」（審第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 受付）	本件文書3
4	審査請求書について（送付）（審第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 受付）	本件文書4
5	弁明書の作成及び送付について（〇〇第〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書5
6	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼）（審第〇〇号公開審第〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 受付）	本件文書6
7	反論書の提出について（〇〇第〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書7

別表2

番号	行政文書	審議会による名称
1	行政文書開示請求に係る部分開示決定通知について（〇〇第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 施行）	本件文書8
2	審査請求に対する裁決について（〇〇第〇〇号 令和	本件文書9

	〇〇年〇〇月〇〇日 施行)	
--	---------------	--

別表 3

番号	行政文書の件名	本件決定における不開示部分	本件決定における不開示理由	審議会による区分
1	本件支出伝票等	報酬金額	第2号	本件支出伝票情報
2		現金支給額		
3		支出命令額		
4		控除額		
5		差引支払額		
6		源泉徴収票の支払額		
7		執行限度額		
8		所得税		
9		源泉徴収税率		
10		住所		
11		相手方コード		
12		債権者コード		
13		振込先		
14		金融機関名・支店名		
15		預金種目		
16		口座番号		
17		口座名義人		
18	本件報酬仕訳書	報酬単価	第2号	本件報酬等情報
19		勤務時間		
20		報酬支給額		
21		会議出席に係る報酬額		
22		支給総額		
23		所得税		
24		現金支給額		
25		相手方コード		
26	本件通勤手当額	駅名	第2号	本件通勤情報

2 7	計算書	路線名		
2 8	本件勤務簿	勤務時間/割振時間	第 2 号	本件報酬等情報
2 9		勤務時間数		
3 0		割振時間数		
3 1	本件旅費請求書 等	駅名	第 2 号	本件通勤情報
3 2		路線名		
3 3	本件雇用書	「4 勤務形態」のうち 1 年間の総勤務時間数	第 2 号	本件報酬等情報
3 4		「4 勤務形態」のうち 追加勤務時間数		
3 5		「5 報酬」のうち 1 時 間当たりの報酬額		
3 6	本件通勤届	住居	第 2 号	本件通勤情報
3 7		通勤方法の別		
3 8		区間		
3 9		距離		
4 0		所要時間		
4 1		通勤経路の略図		
4 2		交通機関の名称		
4 3		利用区間		
4 4	本件口座振込依 頼書	郵便番号	第 2 号	本件振込先口座情 報
4 5		住所		
4 6		金融機関コード		
4 7		金融機関名・支店名		
4 8		預金種目		
4 9		口座番号		
5 0		口座名義人（カナ）		
5 1		口座名義人（漢字）		
5 2	本件通帳の写し	表題以外すべて	第 2 号	本件振込先口座情 報
5 3	本件実施要項等	講師名	第 2 号	本件講師氏名
5 4	本件配置通知等	配置時間	第 2 号	本件報酬等情報
5 5		時給		
5 6		年配置時間数		
5 7	本件調査研究依	メールアドレス	第 6 号	本件メールアドレス

	頼書等			ス情報
5 8	本件開催通知	メールアドレス	第 6 号	本件メールアドレス情報
5 9	本件活動報告書	延べ相談件数／延べ相談人数	第 2 号 第 6 号	本件相談情報
6 0		相談において行った特記すべき活動内容の回数		
6 1		解決又は好転した事例		
6 2	本件勤務状況等調査書	スクールカウンセラーの活動状況についての回答欄	第 2 号 第 6 号	本件評価情報
6 3		スクールカウンセラーの勤務状況についての回答欄		
6 4	スクールカウンセラー等派遣申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）	「3 申請事由」のうち、 1 行目 1 5 文字目～4 0 文字目及び 4 行目 8 文字目～2 5 文字目	第 2 号 第 6 号	本件申請情報
6 5	スクールカウンセラー等派遣申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）	「3 申請事由」のうち、 1 行目 1 5 文字目～4 1 文字目、4 行目 2 4 文字目～2 7 文字目及び 4 行目 2 8 文字目～5 行目 7 文字目		
6 6	スクールカウンセラー等活用調査研究報告書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）	「8 生徒指導上の諸問題の現状（指定年度）」のうち、 1 行目 1 5 文字目～2 行目 1 文字目及び 4 行目 2 0 文字目～4 行目 3 7 文字目	第 2 号 第 6 号	本件調査研究情報

6 7		「1 1 調査研究の成果と問題」のうち、 1 行目 1 文字目～2 行目 2 文字目、2 行目 1 9 文字目～2 3 文字目、2 行目 3 2 文字目～3 6 文字目、3 行目 3 文字目～3 7 文字目、4 行目 1 6 文字目～3 5 文字目及び6 行目 1 3 文字目～2 8 文字目		
6 8	スクールカウンセラー等活用調査研究計画書 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け)	「6 生徒指導上の諸問題の現状(指定前年度)」のうち、 1 行目 1 5 文字目～2 行目 7 文字目及び5 行目 1 3 文字目～5 行目 3 4 文字目		
6 9	スクールカウンセラー等の活用調査研究報告書 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け)	「8 生徒指導上の諸問題の現状(指定年度)」のうち、 1 行目 1 5 文字目～2 行目 3 文字目及び4 行目 2 4 文字目～5 行目 2 文字目		
7 0		「1 1 調査研究の成果と問題」のうち、 5 行目 1 文字目～2 3 文字目、7 行目 1 文字目～2 9 文字目、8 行目 2 文字目～2 0 文字目、9 行目 1 文字目～3 5 文字目、1 0 行目 1 文字目～3 3 文字目、1 0 行目 3 6 文字目～1 1 行目 5 文字目及び1 1 行目 2 3 文		

		字目～１２行目２２文字目		
--	--	--------------	--	--

別表 4

番号	行政文書の件名	開示すべき情報
1	本件支出伝票等	執行限度額
2	本件報酬仕訳書	会議出席に係る報酬額
3	スクールカウンセラー等派遣申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）	「３ 申請事由」のうち、 ４行目８文字目～２５文字目
4	スクールカウンセラー等派遣申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）	「３ 申請事由」のうち、 ４行目２８文字目～５行目７文字目
5	スクールカウンセラー等活用調査研究報告書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）	「８ 生徒指導上の諸問題の現状（指定年度）」のうち、 ４行目２０文字目～４行目３７文字目
6	スクールカウンセラー等活用調査研究計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）	「６ 生徒指導上の諸問題の現状（指定前年度）」のうち、 ５行目１３文字目～５行目３４文字目
7	スクールカウンセラー等の活用調査研究報告書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）	「８ 生徒指導上の諸問題の現状（指定年度）」のうち、 ４行目２４文字目～５行目２文字目